責務、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のための措置等を定めるなど、子どもの人権擁護の動きが本格的に始まりました。さらに、2003（平成15）年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行され、2008（平成20）年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立しました。

②施策の基本的方向

津和野町においても子どもを取り巻く様々な課題がある中で、正義感や公平さを重んじる心、他人を思いやる心や人権を尊重する心など、豊かな人間性をもった子どもを地域で育てていくことが大切です。今後も全ての子どもの人権が尊重され、子どもにとって最善の利益が図られるよう、関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実などを進めていきます。

ア．「子どもの権利条約」などの理解促進

小学校・中学校・高等学校において、人を大切にした教育指導が行われるよう教職員に対し、「子どもの権利条約」の周知徹底を図るとともに、児童生徒に対しても学習の場を設定できるよう努めます。

イ．いじめ問題への取組

いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭など、社会全体で取り組むことが必要です。学校における生徒指導、教育相談体制の整備を図り、専門的・実践的研修を実施して、教職員の資質向上に努めます。また、関係者や関係機関が連携して対応できる体制づくりに努めます。

ウ．不登校への取組

不登校は、「学校で学ぶ権利」を奪うという、子どもにとっては基本的な権利保障に関わることであると同時に、将来の子どもの進路にも関わることです。このため、不登校の子どもに対しては、指導・相談や学習支援・情報提供等の本人の進路形成に資するような対応をしていきます。

エ．乳幼児や児童への虐待防止の取組

関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施していきます。また、虐待防止に関する幅広い啓発・広報活動を進めるとともに、保護者に対する支援等の充実に取り組みます。さらに、住民に、より身近な民生委員・児童委員や町の相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

オ．健全育成に向けての取組

近年、全国的に図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。このため、津和野町青少年育成連絡協議会との連携を図りながら、普及啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取り組みを推進していきます。

カ．相談体制の充実

国、県の事業や、学校にスクールカウンセラーを中心に、相談機関の連携強化に努めます。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

（4）障がいのある人

①現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障がいのない人と同等の活動ができる社会を実現するためには、在宅サービスの充実や「バリアフリー」の促進など、多くの取り組むべき課題があります。

国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者総合支援法」などに基づき、各種障がいのある人への施策が講じられています。また、2004（平成 16）年の「障害者基本法」の改正により、法の基本的理念に障がいを理由とする差別の禁止等が初めて明示されました。2007（平成 19）年に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、法の改正の周知度及び障がいを理由とする差別や偏見の有無について調査を実施したところ、周知については過半数に届かず、また、約 8 割以上の人が「障がいを理由とする差別や偏見がある」と回答しています。

障がいを理由とする差別や偏見をなくしていくためには、障がいのある人一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、障がいのある人自身の声に耳を傾け、時間をかけて理解と認識を深めていくことが何よりも重要であり、今後とも、「障害者週間」等の機会を捉え、一層、啓発を進めていくことが必要です。

今後も、国や県等と連携を図りながら、障がい者施策を推進します。

②施策の基本的方向

2012（平成 24）年に「第 3 期津和野町障害者計画・障害者福祉計画」を策定し、国や県との連携を図りながら、障がい者施策を推進しています。今後とも、障がいのある人に対する理解と思いやりの心を育むよう、教育・啓発を推進します。

ア．「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発

「障害者週間」、「人権週間」及び「精神保健福祉普及運動」を中心に、障がい

のある人や関係団体、県等と連携して、啓発事業を実施します。また、障がいのある人との交流を推進するとともに障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション※」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の一層の定着を図ります。

イ．障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

学校、地域において交流活動や共同学習を進めるとともに、ボランティア活動などの福祉教育を行い、障がいのある人に対する理解を深めます。

ウ．障がいのある人の地域での自立支援の生活

障がいのある人に対する住民の理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加を図るため、社会参加促進事業の普及を図ります。また、安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障害者相談支援事業をはじめとした相談体制の整備を図るとともに、「障害者総合支援法」に基づいた各種福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

エ．権利擁護の推進

知的障がいや精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ったり、悪質商法などの被害にあったりすることを防ぎ、本人の財産と権利を守るために、「成年後見制度※」の活用を普及・啓発していきます。

また、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用の手続きや通帳の預かり、代金支払の代行などを行う「日常生活自立支援事業」を社会福祉協議会が実施しており、それらの相談や契約件数は累積している状況にあり、引き続き定着と普及に取り組んでいきます。

「ノーマライゼーション」

障がいのある人もない人も、学校や家庭、職場や地域社会の人々の暮らしの中で、互いに尊重し、支え合いながら共に生活する社会こそ、あたりまえの社会であるという考え方

「成年後見制度」

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が不動産などの財産管理や福祉サービスなどの契約をする必要があっても、自分ですることが難しい場合があります。このような方々を保護、支援する制度

（5）高齢者

①現状と課題

わが国では、2013（平成 25）年における高齢者の割合が 25.1％と 4 人に 1 人、75 歳以上の高齢者は 8 人に 1 人という「本格的な高齢社会」を迎えています。

2006（平成 18）年の「日本の将来推計人口」によると、島根県では、今後も人口減少が進み、高齢者の割合は、30 年後には 40%近くまで高まるとされています。

津和野町においては 2014（平成 26）年 12 月末現在で高齢者人口は 3,542 人で、高齢化率は 44.2%で、ほぼ同じ時期の全国平均 26.2%、島根県の 31.7%を大きく上回っています。

こうした状況の中、介護サービスや介護予防の取組の充実、高齢者の権利擁護の推進、高齢者が地域で活躍できる環境の整備など、町民誰もが高齢期を安心して過ごせるような社会の実現を図ることは重要な政策課題です。とりわけ、津和野町は全国に先駆けて高齢化が進行している島根県においても高齢化率が高く、高齢者が「自立と尊厳」を持てる社会を率先してつくり上げていくことが求められています。

②施策の基本的方向

少子高齢社会における持続可能な社会システムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が社会参加活動の中で生きがいを感じられるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」を進めます。あわせて、高齢者一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送れるような環境づくりを進めます。

ア．福祉教育、意識啓発の推進

一人ひとりが心豊かで健やかに暮らせる福祉社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、子どもに対する実践的福祉教育を推進することが大切です。このため、1997（平成 9）年に策定した「福祉教育の推進に関する基本的な指針」に基づき、1999（平成 11）年に「福祉教育指導資料」を作成しました。この資料を十分に活用して、生命を尊重する心や思いやりの心を育てたり、参加・交流型のボランティア活動などを進めます。

また、「老人週間」を中心に、高齢者の長寿と健康を祝福するとともに、高齢者が多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として、かつ、豊富な知識と経験を有する人として敬愛されるよう周知し、高齢者の生きがいと健康づくりへの意識高揚を促進します。

イ．就労対策の推進

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた雇用の機会確保が重要です。高齢者がもつ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、自らの生活安定と生きがい、あるいは地域社会に一定の役割を果たすことができるように支援していくことが求められます。

そのため、島根労働局と連携して、事業主に対し、高齢者の就職の機会確保のための啓発を積極的に進めるとともに、臨時的・短期的な仕事を希望する高齢者が就労できるようシルバー人材センター等に対して、指導・支援を行います。

ウ．高齢者の尊厳を支えるケアの推進

2000（平成 12）年から実施された介護保険制度により、措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護のあり方は大きく変容しましたが、近年は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境はさらに変化しています。

こうした状況を踏まえ、たとえ介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とすること、すなわち、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、2006（平成 18）年には、「介護保険制度の見直し」や「高齢者虐待防止法」が施行されました。このため、県や関係団体との連携のもと、介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、高齢者虐待の未然防止・早期対応や「成年後見制度」活用など、実行性ある権利擁護の仕組みづくりを図ります。

エ．新たな共助の仕組みづくりの推進

少子高齢社会においては、地域活動において元気な高齢者の活躍が不可欠であり、スポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成し、地域活動を支える人材の育成を図り、自主的な高齢者のグループ活動や社会参加活動を通じて、生活の質の向上を追及できるような環境づくりを目指します。また、老人クラブの活動支援やいきいきファンド事業などにより、自主的な元気高齢者グループの活動を活性化し、高齢者が中心となって活躍する新たな共助の仕組みづくりに取り組みます。

オ．権利擁護の推進

認知症などによって、判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ったり、悪質商法などの被害にあったりすることを防ぎ、本人の財産と権利を守るために、成年後見制度の活用を普及・啓発していきます。

また、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用の手続きや通帳の預かり、代金支払の代行などを行う「日常生活自立支援事業」を社会福祉協議会が実施しており、それらの相談や契約件数は累積している状況にあり、引き続き定着と普及に取り組んでいきます。

（6）ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等

①現状と課題

国が策定した「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画には、ハンセン病、ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウィルス）感染者とエイズ患者に対する差別や偏見が重要課題の一つとして取り上げられています。ハンセン病回復者※は、1996（平

成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離という基本的な考え方が継続されるなど、患者本人や家族、親族までが差別や偏見を受けてきました。

また、ＨＩＶ感染者等は、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々ですが、医療の拒否、就職や入学の拒否、職業の解雇などの人権問題が指摘されています。さらに、赤痢や腸管出血性大腸菌（O-157等）などの感染症患者も、偏見から生じるいじめや職場などに居づらくなるなどの人権問題が発生しており、今後、新たな感染症の発生による患者に対しても、同様な問題が起こることが危惧されます。

このほか、膠原（こうげん）病などの難病患者も、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労が困難であったり、療養環境が十分でないなど、社会生活の難しさが指摘されています。

②施策の基本的方向

ハンセン病に対する社会の理解は、「らい予防法」が1996（平成8）年に廃止されて以来、ある程度進みました。しかし、未だに偏見や差別が根強く残っている中で、2008（平成20）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法)」が成立しました。津和野町もハンセン病問題を通して、人権尊重の意識を高めることができるよう施策を推進します。そして、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法)」が2006（平成18）年に一部改正されました。津和野町としてもこの法律の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及等の広報活動を進めるなどの施策を推進します。

また、難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療が必要な中で、患者自らの意志で、その人らしい生活が送れるような支援が求められています。

ア．ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病療養所入所者の体験談などを多くの町民に伝える活動に取り組むなど、あらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及や啓発を行います。

イ．ＨＩＶ感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

小学校・中学校・高等学校・においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を解消するため、人間尊重、男女平等の精神に基づくエイズ（性）教育を家庭や地域と連携して推進します。

ウ．感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進

感染症に対する差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて、感染症に関